

認定基準の一部改正について

令和5年3月15日開催の理事会において、「安全ネット等の認定基準」及び「ガードポストの認定基準」の一部改正について承認され、即日施行することといたしました。

なお、一部改正の主な要旨については、下記のとおりです。

一部改正の主な要旨等

1 安全ネット等

安全ネットについて、現状の使われ方等と整合性を図るとともに、メッシュシート、低層住宅用メッシュシート、建築工事用垂直ネット及び防音シートの防災性能に関する記述について、その実態に合わせたもの。

2 ガードポスト

ガードポストの材料に、これまでの鋼製のものに加え、アルミニウム合金製のものを加えたもの。

安全ネットの認定基準の一部改正について

1 適 用

この基準は、建築工事等の場所において、**原則として**労働者の墜落による危険防止のため、水平に張って使用するネット（以下「安全ネット」という。）について適用する。

ただし、網目の大きさが1.5cmを超え3.0cm以下のものについては、工具等の落下による危険を防止するため、また、網目の大きさが1.5cmのものについては、高力ボルト等の落下による危険を防止するために使用する安全ネットについても準用する。

（注）**工具等及び高力ボルト等以外の**落下物による危害を防止するために使用するネットには適用しない。

【解 説】

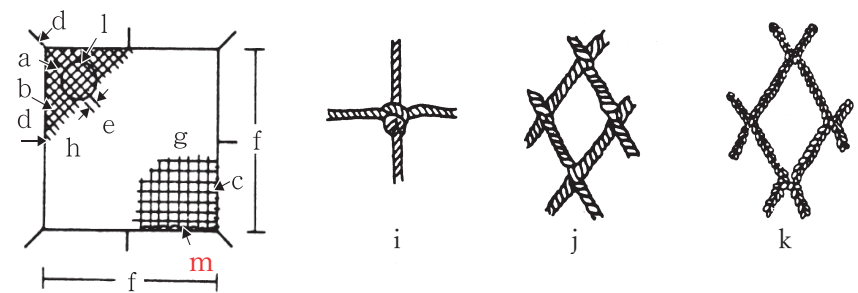
- 本章で定めた基準は、建設工事現場等における高所作業中に、労働者の墜落による**危害の発生危険**を防止するために使用するネットについて適用するものであって、**~~パイプ~~工具等以外のパイプ等**の落下物による危害を防止するために使用するネットは、これの対象から除外する趣旨のものである。
- 網目の大きさが3.0cmを超えるものについては、工具等及び高力ボルト等の落下物による危害を防止することができないとする趣旨である。**なお、工具等とは労働者が手に持って使用する工具（ハンドツール）であって、重量は7kg以下のものである。
- 高力ボルト等とは、六角ボルトにあってはM16以上、トルシア形ボルトにあってはM22以上（ピンテール径15.4mm以上）のものをいう。**

2 定 義

この基準に用いる用語は、次のように定義する。

- a 網 糸 網地を構成する糸で、単糸又は単糸数本を撚り合せ、もしくは組み合わせたものをいう。
- b 縁 網 ネットの辺を形成する綱をいう。
- c 仕 立 糸 網地と縁綱を結びつけるための糸をいう。

- d 吊 綱 ネットを支持点にとりつけるための綱をいう。
- e 網目の大きさ 網目の一辺の長さをいい、網糸の糸心から糸心までの長さのことをいう。
- f 仕立寸法 静置時のネットの大きさのことであり、正方形のネットにあっては一辺長を、長方形のものにあっては、短辺長と長辺長をもって表わす。
- g 角 目 縁綱と網糸が平行な網目のことをいう。
- h 菱 目 縁綱と網糸が平行でない網目のことをいう。
- i かえるまた結節網地 網目の網糸の交差部が、かえるまた結節によって形成されている網地のことをいう。
- j 無結節網地 網目の網糸の交差部が結節でなく、網糸のストランドが加撚されつつ互いに交さ若しくは組み合わせあって編網されている網地のことをいう。
- k ラッセル網地 無結節網地の一種で、ラッセル編網機により編網されている網地のことをいう。
- l 網 地 網目が多数連続しているもの。**
- m 試験用糸（片） 等速引張試験に使用するためにネットに取り付けられた糸、又は片で、網糸と同一の素材のものをいう。**



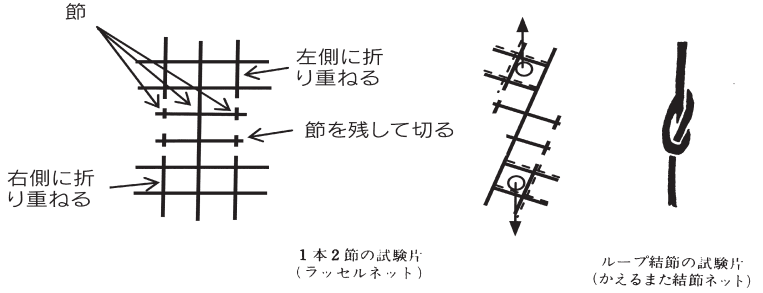
ネット各部の名称

番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称
a	網糸	f	仕立寸法	k	ラッセル網
b	縁綱	g	角目	l	網 地
c	仕立糸	h	菱目	m	試験用糸（片）
d	吊 綱	i	かえるまた結節網		
e	網目〇〇cm	j	無結節網		

- 3 材 料
4 構 造
5 工 作 等
- 現行のまま

6 強度等

- (1) 引張試験を行う場合の試験室の状態は、20° ± 2° Cの温度及び65% ± 5%の湿度とする。
ただし、試験室が上記の状態に保たれない場合は、試験時の温湿度を付記するものとする。
- (2) 安全ネット、網糸、縁綱及び吊綱の強度は、次の表の左欄に定める試験方法による試験を行った場合に、同表の右欄に定める強度を有するものでなければならない。

試験方法	強度
(網糸の引張試験) 安全ネットの網糸の引張強度試験は、次によるものとし、引張速度は15cm/min～30cm/minとする。 a 試験用糸（片）によるもの以外の網糸の試験片は、ネットに使用されている網地から切り取ること。 b 無結節ネットの網糸の引張強度試験にあつては、網糸の両端を網糸の径の5倍以上の外径のドラムに巻きつけて行うものとし、ドラムの中心間距離は20cmを標準とすること。 c ラッセルネットの網糸の引張強度試験にあつては、次の図に示す1本2節の状態で行うこと。 d かえるまた結節ネットの網糸の引張強度試験にあつては、網糸の撚りがほじけない状態で次の図に示す結び目（ループ結節）を試験片の中心に設けて行うものとし、試験片の有効長さは20cmを標準とすること。  網糸の試験方法図	網糸の引張強度 (別表)

(別表) 安全ネットの網糸の新品時における引張強度は、次の表の値とする。

新品時における網糸の引張強度					単位 (kN)	
網目の 大きさ (cm)	無結節網地		ラッセル網地		かえるまた網地	
	平均値	荷重の最大値	平均値	荷重の最大値	平均値	荷重の最大値
10	2.36以上	2.16以上	2.06以上	1.87以上	1.96以上	1.77以上
5	－	－	1.13以上	1.03以上	1.08以上	0.98以上
3.0	－	－	0.74以上	0.69以上	－	－
1.5	－	－	0.40以上	0.35以上	－	－

(注) 網目の大きさが5cmを超え10cm未満のもの、3cmを超え5cm未満のもの及び1.5cmを超え3cm未満のものにあつては、それぞれの値により求めた直線補間値以上とする。

7 防災性能

防災性能を必要とするものについては、(公財) 日本防災協会が認定する「防災製品」であること。

7.8 表 示

安全ネットは、見やすい箇所に次の事項を表示するものとする。

- | | |
|-------------|------------------|
| a 網地の種類 | e 製造者名 |
| b 仕立寸法 | f 製造年月 |
| c 網目の大きさ | g 認定合格マーク |
| d 網糸の新品時の強度 | h 防災製品ラベル |

【解 説】

(1) **7.8** の e 及び g については、第1章第1節の **8** の a 及び d と同趣旨である。

(2) **8** の h については、**防災性能を有するものに限り表示することとし、(公財) 日本防災協会** が定める「**防災製品ラベル**」による表示をする趣旨である。

メッシュシートの認定基準の一部改正について

- | | |
|------|---------|
| 1 適用 | } 現行のまま |
| 2 定義 | |

3 材料等

メッシュシートの網地の材料等は、次によるものでなければならない。

- a メッシュシートの網地及び縫込みテープ等は**次によること。**
- (a) **合成繊維であつて、かつ、難燃性のもの又は防災加工を施したものがあること。**
- (b) **日本工業規格 A8952 (建築工事用シート) に定める防災性を有するもの。**

- | | |
|-------|---------|
| 4 構造等 | } 現行のまま |
| 5 工作等 | |
| 6 強度等 | |

7 防災性能

消防法に基づく「防災物品」の認定を受けたもの。

7.8 表 示

- (1) メッシュシートは、見やすい箇所に次の事項を表示するものとする。
- a 型式
- b 仕上り寸法

- c 網地の新品時の強度（引張強さ N × 伸び mm）
- d 製造者名
- e 製造年月
- f 認定合格マーク
- g 消防法に基づく防災表示

■ 低層住宅用メッシュシートの認定基準の一部改正について

- 1 適用
 - 2 定義
- 現行のまま

3 材 料

住宅用メッシュシートの網地の材料等は、次によるものでなければならない。

- a 住宅用メッシュシートの網地及び縫込みテープ等は次によること。
 - (a) 合成繊維であって、かつ、難燃性のもの又は防災加工を施したもの。あること。
 - (b) 日本産業規格 A8952（建築工事用シート）に定める表 1 の防災性能を有するもの。

- 4 構造等
 - 5 仕上り寸法等
 - 6 工作等
 - 7 強度等
- 現行のまま

8 防災性能

消防法に基づく「防災物品」の認定を受けたもの。

8-9 表 示

住宅用メッシュシートには、見やすい箇所に次の事項を表示するものとする。

- a 住宅用メッシュシートの旨
- b 型式
- c 仕上がり寸法（○○○×○○○cm）
- d 網地の新品時の強度〔引張強度（N）〕
- e 製造者名
- f 製造年月日
- g 認定合格マーク
- h 消防法に基づく防災表示

■ 建築工事用垂直ネットの認定基準の一部改正について

- 1 適用
 - 2 定義
- 現行のまま

3 材 料

- (1) 網地、縁綱及び取付け綱に使用する材料は、合成繊維であること。
- (2) 網地は、難燃性のもの又は防災加工を施したもの、かつ日本産業規格 JIS A 8960（建築工事用垂直ネット）に定める次の表の防災性を有するものであること。

<参考>日本産業規格 JIS A 8960（建築工事用垂直ネット）

<抜粋>防災性に関する性能規定

項 目	性 能
防 災 性	JIS L 1091 に規定する 6、燃焼性の区分方法の A-1 法の区分 3 又は、A-2 法の区分 3 に適合すること。D 法においては、区分 2 に適合すること。

（注）垂直ネットの防災性の試験は、JIS L 1091（繊維製品の燃焼性試験方法）に規定する 8.1.1 の A-1 法（45°ミクロバーナー法）又は、A-2 法（45°メッセルバーナー法）による。また、加熱によって熔融するものにあつては、加えて JIS L 1091 に規定する 8.4 の D 法（接炎試験）にも適合すれば、合格とする。（JIS A 8960 建築工事用垂直ネット に定める 7.5 防災性能試験の規定）

- 4 構造等
 - 5 工作等
 - 6 強度等
- 現行のまま

7 防災性能

（公財）日本防災協会が認定する「防災製品」であること。

7-8 表 示

建築工事用垂直ネットは、次の事項を表示するものとする。

- a ネットの寸法
- b 網目の大きさ
- c 網糸の新品時の引張強さ
- d 製造者名
- e 製造年月
- f 認定合格マーク
- g 防災製品ラベル

【解 説】

- (1) 7-8 の d 及び f については、第 1 章第 1 節の 8 の a、d と同趣旨である。
- (2) 8 の g については、第 5 章の 8 の h の解説(2)の後半部分と同趣旨である。

■ 防音シートの認定基準の一部改正について

- 1 適用
 - 2 定義
- } 現行のまま

3 材料等

防音シートのシート地の材料等は、次によるものでなければならない。

(1) 防音シートのシート地等は次によること。

- ~~a 合成繊維であって、かつ、難燃性のもの又は防炎加工を施したもの。あること。~~
- ~~b 日本産業規格A8952（建築工事用シート）に定める防炎性を有するもの。~~

- 4 構造等
 - 5 工作等
 - 6 強度等
 - 7 防音性能
- } 現行のまま

8 防炎性能

消防法に基づく「防炎物品」の認定を受けたもの。

~~8-9~~ 表示

(1) 防音シートは、見やすい箇所に次の事項を表示するものとする。

- a 型式
- b 仕上り寸法
- c シート地の新品時の強度（引張強さ N × 伸び mm）
- d 製造者名
- e 製造年月
- f 防音シートである旨
- g 認定合格マーク
- ~~h 消防法に基づく防炎表示~~